

会社登録資本登記管理規定

中華人民共和國 国家工商行政管理總局令 第 22 号

「会社登録資本金登記管理規定」は中華人民共和國国家工商行政管理總局局務會議で改正を決定したのでここに公布し、2006 年 1 月 1 日から実施する。

局長 王衆孚

2005 年 12 月 27 日

第 1 条 会社の登録資本金及び払込資本金に対する登記管理を強化し、会社の登記行為を規範化するため、「中華人民共和國会社法」（以下「会社法」と略称する）、「中華人民共和國会社登記管理条例」（以下「会社登記管理条例」と略称する）等の関係規定に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 有限会社の登録資本は、会社が公司登記機關で法に基づいて登記した全株主の引受ける出資額とする。

株式会社を發起設立方式で設立する場合は、登録資本金は会社登記機關が法により登記した全發起人の引受ける株式資本総額とする。

株式会社を募集設立方式で設立する場合は、登録資本金は会社登記機關にて法に基づき登記した払込株式資本総額とする。

第 3 条 会社の払込資本金は、全株主又は全發起人が実際に引渡した会社が登記機關の法による登記を受けた出資額または株式資本の総額である。

第 4 条 会社登記機關は、法律、行政法規及び国の関係規定に基づき会社の登録資本金及び払込資本金の登記をし、規定に符合するものについては登記し、規定に符合しないものについては登記しない。

第 5 条 会社の登録資本金及び払込資本金の額、株主又は發起人の出資日及び出資方法は、法律、行政法規の関係規定に符合しなければならない。

第 6 条 会社設立時の株主又は發起人の初回出資、会社の登録資本金及び払込資本金の変更にあたっては、法により設立された出資検証機關の出資検証と出資検証証明の発行を受けなければならない。

第 7 条 株主又は發起人の出資とする非貨幣財産は、評価資格を有する資産評価機關に評価してもらった後、出資検証機關に出資検証してもらわなければならない。

第 8 条 株主又は發起人は貨幣により出資することもできれば、現物、知的財産権、土地使用権等を貨幣で見積もって出資もでき、且つ法によって譲渡された非貨幣財産に値段をつけ出資することもできる。

株主又は発起人が貨幣、現物、知的財産権、土地使用権以外のその他の財産により出資する場合は、国家工商行政管理総局が国务院の関係部門とともに制定した関係規定に符合しなければならない。

株主又は発起人は、労務、信用、自然人の氏名、のれん、フランチャイズ経営権又は担保に設定した財産等を評価して出資することはできない。

第9条 株主又は発起人は、自己の名義で出資しなければならない。

第10条 有限会社の登録資本金の最低限度額は人民幣3万元とし、一人有限会社の登録資本の最低限度額は人民幣10万元とし、株式会社の登録資本金の最低限度額は人民幣500万元とする。法律、行政法規で有限会社、株式会社の登録資本金の最低限度額についてこれより高い定めがある場合は、其の規定に従う。

会社の全株主又は全発起人の貨幣出資金額は、会社の登録資本金の30%を下回ってはならない。

募集設立の場合、株式会社の発起人が引受ける株式は、会社の株式総数の35%を下回ってはならない。但し、法律、行政法規で別に定めがある場合は、その規定に従う。

第11条 有限会社の全株主の初回出資額は、会社の登録資本金の20%を下回ってはならず、法定の登録資本金の最低限度額を下回ってもならず、残りの部分は株主が会社成立の日から2年以内に満額払い込むものとし、投資公司の場合は5年以内に満額払い込めばよい。

発起設立の場合、株式会社の全発起人の初回出資額は、会社の登録資本の20%を下回ってはならず、残りの部分は発起人が会社成立の日から2年以内に満額払い込むものとし、投資公司の場合は5年以内に払い込めばよい。

第12条 株主又は発起人は、会社定款で定められた各自の引受出資額又は引受株式を期日通りに満額払い込まなければならない。貨幣で出資する場合は、貨幣出資を会社が銀行に開設した口座に満額預け入れなければならない。非貨幣財産で出資する場合は、法に基づき其の財産権の移転手続をしなければならない。

会社が設立登記時に、株主又は発起人の初回出資が非貨幣財産である場合は、財産権移転手続が済んだことの証明書類を提出しなければならない。

会社が成立後、株主又は発起人が会社定款で定められる出資日通りに出資を払い込まなければならない。非貨幣財産に属する場合は、法に基づき財産権移転手続をした後、会社の払込資本の変更登記を申請しなければならない。

第13条 会社設立の出資検証証明には下記のことを記載しなければならない。

(1) 会社名称。

(2) 会社形態。

(3) 株主又は発起人の名称又は氏名。

(4) 会社の登録資本金額、株主又は発起人の払い込む額又は引き受け額、出資日、出資方法；募集方式により設立する株式会社は、発起人が引受ける株式及び当該株式が会社株式総数に占める比率を記載しなければならない。

(5) 会社の払込資本金額、払込資本金が登録資本金に占める比率、株主または発起人の実際の払込出資額、出資日、出資方法。貨幣で出資する場合は、株主又は発起人の出資日、出資額、会社の口座開設銀行、口座名及び口座番号を説明する。非貨幣出資の場合は、其の評価状況、評価結果及び非貨幣出資の権利移転状況を説明しなければならない。

(6) 全部の貨幣出資が登録資本に占める比率。

(7) その他の事項。

第 14 条 会社が登録資本金を増加する場合、有限会社の株主が増加資本の出資を引受け及び株式会社の株主が新株を引受けは、それぞれ「会社法」の有限会社及び株式会社の設立の出資払込及び出資払込に関する規定によらなければならない。株式会社が新株の公開発行方式により、又は上場会社が新株の非公開発行方式により登録資本を増加する場合、国務院証券監督管理機関の許可書類を提出する必要がある。

第 15 条 会社が登録資本を減少する場合、「会社法」の定める手続に符合しなればならず、減少後の登録資本額及び払込資本額が法律、行政法規で定める会社登録資本金の最低限度額に達しなければならず、且つ出資検証機関の出資検証を受けなければならない。

会社の全株主又は全発起人が投資金額を満額に払い込んだ後、会社が登録資本金減少の申請をする場合、同時に払込資本減少の変更登記手続をしなければならない。

第 16 条 有限会社が「会社法」第 75 条の定めに基づき、其の株主の株式を買取る場合、法に従って登録資本及び相応な払込資本金減少の変更登記を申請しなければならない。

第 17 条 非会社企業が「会社法」に基づいて会社に組織再編する場合、有限会社を株式会社に変更する場合、換算された払込株式資本金総額が会社の純資産額を上回ってはならない。有限会社を株式会社に変更する場合、資本増加のために株式を公開発行するときは、法に基づかなければならない。

元の非会社企業、有限会社の純資産は、評価資格を有する資産評価機関に評価され、出資検証機関に出資検証をしてもらわなければならない。

第 18 条 会社の登録資本、株主の出資額又は発起人の引受額、出資又は引受の期日及び方法は、会社の定款にて定める。会社の登録資本金及び払込資本金の額、株主の出資額又は発起人の引受額、出資又は引受の期日及び方法は変更がある場合、会社定款を修正し会社登記機関にて法に基づき変更登記を申請しなければならない。

第 19 条 登録資本金、払込資本金を変更する場合、出資検証証明には、次の内容を記載しなければならない。

(1) 会社名称

(2) 会社形態

(3) 変更前後の株主又は発起人の名称又は氏名、出資金額及び出資方法、出資日

(4) 変更前後の登録資本金及び払込資本金額

(5) 増加する登録資本金の実際払込状況。貨幣で出資する場合は株主又は発起人の出資金額、出資日、口座開設銀行、払込口座名義及び口座番号を説明しなければならない。現物、知的財

産権、土地使用権及びその他の貨幣で評価することができ、法に従って譲渡することができる非貨幣財産を評価して出資する場合は、株主の財産権移転の手續情況、評価情況を説明しなければならない。資本準備金、剰余金積立及び未処分利益を登録資本及び払込資本の増加に転用する場合は、増加に転用する金額、会社が増資への転用を実施する基準日、財務諸表の調整情況、残しておく当該積立金が増資に転用する前の公司登録資本の25%を下回らないこと、増資への転用前後の財務諸表の關係科目の實際の狀況、増資に転用した後の株主の出資金額を説明しなければならない。

(6) 登録資本金及び払込資本金を減少する場合、会社の「会社法」の定める手續の履行狀況及び株主又は發起人の会社に対する債務弁済又は債務担保情況を説明しなければならない。

第20条 会社が成立後、株主又は發起人が出資とする現物、知的財産権、土地使用権及びその他の非貨幣財産の實際の価額が会社定款で定める額よりも著しく低かった場合、当該出資を引渡した株主または發起人が其の差額を補足しなければならない。元の出資のうちの現物、知的財産権、土地使用権及びその他の非貨幣財産については、改めて評価しなければならない。会社の払込資本については、改めて検証し出資検証機関が出資検証証明を発行しなければならない。

第21条 会社が成立後、会社登記機関が会社の払込資本に事実と異なる疑いがあると判明する場合、会社に対して指定の出資検証機関で検証を行い、所定の期限内に出資検証証明を提出する要求を求められる。

第22条 登録資本を偽って申告し、会社登記を取得した場合、会社登記機関が「会社登記管理条例」第68条により処罰する。

第23条 会社の株主又は發起人が虚偽の出資をし、出資とする貨幣又は非貨幣財産を引き渡さないとき又は期日通りに引き渡さないときは、会社登記機関が「会社登記管理条例」第70条により処罰する。会社の株主又は發起人が是正を拒む場合は、公司登記機関は期限を定めて登録資本金、出資期限の変更登記手續をするよう公司に命令し、期限を過ぎても手續しない場合は、「会社登記管理条例」第73条により処罰する。会社が成立後2年を経過したにもかかわらず、投資公司の場合は成立後5年を経過したにもかかわらず、会社の株主又は發起人が出資を引渡さないまま又は満額に引渡していないまま、且つ会社に変更登記手續をしていない場合は、「会社登記管理条例」第68条により処罰する。

第24条 株主又は發起人が会社の成立後に出資を上げた場合、会社登記機関が「会社登記管理条例」第71条により処罰する。

第25条 会社の登録資本及び払込資本に変更が生じ、会社が速やかに変更登記をしなかった場合、会社登記機関が「公司登記管理条例」の第73条により処罰する。

第26条 出資検証機関、資産評価機関が虚偽の證明書類を発行した場合、会社登記機関は「会社登記管理条例」第79条により処罰しなければならない。

第 27 条 変更登記の取消が会社の登録資本金及び株主又は発起人の出資額と出資方法の変動に及ぶ場合、会社の当該登記前の登記状態に戻す。

第 28 条 外商投資企業の資本金登録及び払込資本金の登記管理が本規定を適用するが、法律に別に定めがある場合は除外である。

第 29 条 本規定は 2006 年 1 月 1 日から施行する。2004 年 6 月 14 日に国家工商行政管理総局が公布した「会社登録資本登記管理規定」は同時に廃止する。

注記

この日本語の会社登録資本登記管理規定は、日本人の便宜のために翻訳したものであり、中国国内においては、法的な効力を有しません。あくまでも法的な手続きを中国国内で行う場合の根拠となる規定は正式に公布された中国文の規定です。